

2023. **4** 月号 第442号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX 072・844・2433

困ったら
ご相談を！

<相談受付>

☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日、年末年始除く）

枚方市立消費生活センターへのご相談については、電話予約制です。

7億円当選！？ 心当たりのないメールは無視



©Kurosaki Gen

スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、様々な名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまで経っても当選金が振り込まれない。「コンビニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、全て捨ててしまった。姉から借金もした。お金を取り返したい。

アドバイス

- 申し込んでもいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対連絡しないようにしましょう。
- 「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと取り戻すことはほぼできません。
- 周囲の人は、高齢者に変わった様子がないか日頃から気を配りましょう。
- 困ったときは、消費生活センター等に相談しましょう。

情報元：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報第440号より

愛するペットのための買物

インターネットで購入する前に、ここを確認！

事例 1. ネット通販で犬用の歯磨き粉を買った。2 回目の商品が届き定期購入とわかったが、その旨の記載はなかった。商品を返品したい。

定期購入が条件になっている場合があります。販売サイトや最終確認画面をよく確認しましょう。

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☐ 継続期間や購入回数が決められていませんか？
- ☐ 支払うことになる総額はいくらですか？
- ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」
(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- ☐ 利用規約の内容を確認しましたか？
- ☐ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？



イラスト：川崎 敏郎

事例 2. ネット通販でペットフードを注文した。代金を指定口座に振り込んだが商品が届かず、業者とも連絡が取れなくなった。

悪質な通販サイトを利用してトラブルになった場合、解決が困難になる可能性が高いため、利用する前にサイトをしっかり確認しましょう。

- ☐ 日本語の字体、文章表現は不自然ではありませんか？
- ☐ 通常価格よりも、極端に安くなっていませんか？
- ☐ 事業者の名称、住所、電話番号は明確に記載されていますか？ウソの情報ではありませんか？
- ☐ 支払い方法が銀行振込しか選べないようになっていませんか？



イラスト：川崎 敏郎

● **通信販売ではクーリング・オフができません。購入前に不安な点は確認しましょう。**

情報元：独立行政法人国民生活センターより

【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、電話予約制とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、まずはお電話（相談専用ダイヤル 072-844-2431）にて、ご連絡下さいますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（188）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。